

大和市告示第75号

大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）第10条第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年4月1日

大和市長 古谷田 力

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施設の名 称 | 大和市営大和スポーツセンター
大和市営草柳庭球場
大和市営桜森スポーツ広場
大和市営下福田野球場
大和市営下福田スポーツ広場 |
| 2 | 指定管理者の名称 | 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団 |
| 3 | 指定管理者の所在地 | 大和市深見西八丁目6番12号 |
| 4 | 指 定 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |